

種子島スタンプラリー事業アプリ開発公募仕様書

1 業務名 種子島スタンプラリー事業アプリ開発業務

2 業務の目的

種子島島内では、自衛隊の馬毛島基地建設関係者により、宿泊・レンタカーが共に予約が取りづらい状況である。そのような中で、旅行形態としては、個人化・小グループ化の傾向が増えつつあり、フリープランの来島者が目立つようになってきている。今後従来の観光地を巡る団体ツアーに代わり、趣味嗜好にあった島時間を楽しむ旅行者が増加していくと考えられる。そこで個人・少人数旅行者向けに着地型観光を強く意識したアプリ版のスタンプラリー事業を行い、島内各所にスタンプポイントを設ける事で、滞在観光を促し広範囲における消費の拡大を図ることを目的にLINEスタンプラリーの開発を行う。

3 業務の内容

イベント実施にあたりLINEアプリ・管理画面ソフトの開発を行い、保守管理運営を行う。

【ウェブスタンプラリーシステム仕様】

- ・スタンプラリーポイント（島内60か所）
（各市町20か所を想定（GPS、QRコード併用）
飲食店・宿泊施設・名所・販売店の4カテゴリ分け
※宿泊施設は、1泊目、2泊目、3泊以上の3つのQRでポイント取得
- ・地点に応じたポイント数設定（7種類：10Pt、20Pt、30Pt、40Pt、50Pt、60Pt、70Pt）
- ・ボーナスポイント設定あり（200Ptで10Pt+、500Ptで20Pt+）
- ・利用者情報：初回アクセス時（年代、性別、居住地）
- ・応募時アンケート：（名前、メールアドレス、電話番号、所在地、アプリ感想、種子島の感想）
- ・期間 令和5年8月1日～令和6年1月31日
- ・Googleマップ等にポイント表示の設定。

(2) 今後の事業推進に向けた提言等

今後の種子島での観光資源を活用した旅行商品や滞在型プランの企画・開発に向けた提言を行うこと。

(3) 成果品の提出

委託業務終了後、速やかに業務実施報告書（様式任意）を5部提出すること。同報告書には、委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

なお、報告書電子データを入れた電子記録媒体（CD又はDVD）も4部提出すること。

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、種子島観光協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、種子島の観光振興に資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。
- ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、種子島観光協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 その他

今回の事業を行うにあたって効果的な提案があれば、該当する項目等で提案すること。また、この仕様書の内容、仕様書に記載のない事項について、この事業を実施する上で必要がある場合は、双方協議して見直し、又は定めるものとする。